公

告

第四千二百二十六号

平成二十八年十一月十六日

告 目 示 次

都市計画事業計画の変更認可..... 難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定 軽油引取税に係る特約業者の指定.. (保健衛生課) ... (都市計画課) ... 税 務 課 :

大規模小売店舗の変更の届出. 県有財産の売却に係る一般競争入札.

農用地利用配分計画の認可..... 同 (構造政策課) ... 同

青

右

県王

土地改良事業計画変更の認可.

土地改良区の定款変更の認可.

出

先機 関

示

青森県告示第七百十八号

(で、青森県県税条例施行規則 (昭和三十四年五月青森県規則第六十一号) 第十二条の により、次の者につき中南地域県民局長が軽油引取税に係る特約業者の指定をしたの 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第百四十四条の九第一項前段の規定

五前段の規定により告示する。

平成二十八年十一月十六日

有限会社下富石油 氏名又は名称 下山 代表者の氏名 有隣 の三
弘前市大字種市字高瀬八三 所在地主たる事務所又は事業所の **示平** 一成 ・ 年指 月 日定

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

青森県告示第七百十九号

により公表する。 る法律施行規則 (平成二十六年厚生労働省令第百二十一号) 第二十一条第一号の規定 項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関す 難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成二十六年法律第五十号) 第六条第一

平成二十八年十一月十六日

(商工政策課) ...

껃 Ħ.

理経

課営

:

青森県知事 Ξ 村 申 吾

医難 病 指 定	区分	定 医
吉川	E	E
朋 成	钅	3
病 つが 五広が 域連 会 合	名称	を主としても
木町一二の三	所 在 地	医療機関症難病の診断
脳神経 外科	診 療 科 名	当 す
示平 一○ 一○ 一章	年月日	指定

青森県告示第七百二十号

二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 都市計画道路事業の事業計画の変更を平成二十八年十一月八日認可したので、同条第 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、弘前広域

平成二十八年十一月十六日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

弘前市 施行者の名称

都市計画事業の種類

事業施行期間 弘前広域都市計画道路事業 (三・四・六号 山道町樋の口町線)

兀

Ξ

収用の部分

1

平成二十五年七月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで 平成二十五年青森県告示第五百九十五号の事業地のうち大字山道町及び大字土

2 使用の部分 変更なし

手町地内において、事業地を変更する。

公

県有財産の売却に係る一般競争入札

青

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 Ξ 村 申

一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地 (建物、工作物等を含む。) の売却

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない

者であること。

二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者で 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七号) 第

売却する物件を示す場所

Ξ に掲げる土地の所在地

兀 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付

場所 青森市長島一丁目一の一 東京都千代田区丸の内二丁目七の二(東急リバブル株式会社ソリューション事業 青森県総務部行政経営管理課

五 入札及び開札の場所及び日時

入札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県総務部行政経営管理課

2

入札日時

平成二十八年十二月十九日 午前九時から

平成二十八年十二月二十六日 午後五時まで (必着)

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない

3 開札場所

青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

4 開札日時

吾

平成二十九年一月十七日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

八 代金の納入期限 落札決定の日から七日以内

契約金額 (入札保証金にあっては、

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

- 九 その他
- 1 反した入札は、 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違 無効とする
- 2 の確認をすること。 物件の引渡しは、 現状有姿により行うので、 入札参加者は、 必ず入札前に現地

大規模小売店舗の変更の届出

項の規定により次のとおり公告する。 模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定による大規 同条第三項において準用する同法第五条第三

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 Ξ 村 申

大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ八戸沼館

八戸市沼館四丁目一の一八六

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代表取締台東区 大和情報サー	変
表取締役 藤田勝幸 京都台東区上野七丁日 州情報サービス株式会	更
十二四の四四の四	前
代 表 取 和 新 報 税 代 サ	变
代表取締役 藤田勝幸の二 駅京都千代田区飯田橋二 大和情報サー ビス株式会	更
丁程 目 八	後
示平 成 ≒ 元	年変 月 日更

Ξ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

代東株 表都 部 で 表 を で 表 を え を え れ え れ え れ え れ え え れ え え え え く し く し く し く り と り と り と り と り と り と り と り と り と り	变
湧豊ト 田洲バ 節五ッ 夫丁ク	更
位 湧田節夫 アイートバックスセブン	前
代表取締役 東京都江東区 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	変
小豊ト 林洲バ 喜五ク	更
締役 小林喜夫巳 江東区豊洲五丁目六の五二 社オートバックスセプン	後
デール ボール ボール ボール ボール ボール ボール ボール ボール アール アール アール アール アール アール アール アール アール ア	年変 月 日更

兀 届出年月日

代表取締役 矢野博丈四の一四の一四に島県東広島市西条吉行東一丁| 株式会社大創産業

Ě

変更なし

代表取締役

横内達治

茨城県つくば市吾妻一丁目一一の株式会社ライトオン

変更なし

平成二十八年十月七日

五 届出書の縦覧

場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十八年十一月十六日から平成二十九年三月十六日まで

3 時間

吾

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

提出期限

平成二十九年三月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項
- 意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- 意見及びその理由

言語

意見書は、 日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

第五条第三項の規定により次のとおり公告する。 大規模小売店舗の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 附則第五条第一項の規定による 同法第六条第三項において準用する同法

平成二十八年十一月十六日

青森県知事

Ξ

村

申

大規模小売店舗の名称及び所在地

中里ショッピングセンター

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スーパーストア

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社スーパーストア 代表取締役 野宮直仁

北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四

代表取締役 野宮直仁

青

変更しようとする事項

兀

るに営設舗小大 事関方のの売規 項す法運施店模	項す置設舗小大 るにのの売規 事関配施店模	X
び店う売お売大 閉時者業い店規 店刻のをて舗模 時及開行小に小	積置施荷 及設さば 面位き	分
閉開北閉開ア株 店店側店店 式 時時章時時外会 刻刻男刻刻四社	図 (位 置 は、 ・ 五 お:	変
者ス 午午外午午 ー 後前一後前 パ 十十者九九 ー 二時 時時 ス	おり) 五三平方头	更前
時一	付介	
二十四時間	図 (位ル 五 る と は 、 五 も 、 五 も 、 五 も 、 五 も る も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ も ろ	变
パ	り届 三	更
ー ス ト) 出書添付	後
	元平 ・成 - 六 三	年変 月 日更

吾 間でうばい施荷 帯きこきて設さ るとを荷にば 時が行さおき ると用車来 時がす場客 間でるをが 帯きこ利駐 刻 まで午前六時から午後八時荷さばき施設 後八時三十分まで午前八時三十分から午 二十四時間

五 届出年月日

平成二十八年十月十四日

1 場 所

六 届出書の縦覧

2

平 成 期間

一十八年十一月十六日から平成二十九年三月十六日まで

青森県商工労働部商工政策課及び中泊町役場

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、 中泊町役場にあっては、 その執務時間内とする。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

意見書を提出することができる。

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

提出期限

七

意見書の提出

平成二十九年三月十六日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

意見書の提出者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

意見及びその理由

言語

意見書は、日本語により記載すること。

農用地利用配分計画の認可

条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。項の規定により、農用地利用配分計画を平成二十八年十一月十六日認可したので、同農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一

平成二十八年十一月十六日

青森県知事 三 村 申 五

賃借権のい	設定等を受ける者	つを言葉を受けるこ
氏名又は名称	住所又は所在地	賃借 林の記 気等を受ける 出地
小山内勝	柳一四六の二弘前市大字下湯口字青	弘前市大字小沢字大開ニニの一
小山内勝	柳一四六の二弘前市大字下湯口字青	筆 弘前市大字沢田字園村三四の一ほか一
對馬重則	四一の二弘前市大字宮舘字房崎	弘前市大字中別所字向野三三三
對馬明宏	平川市松館井ノ上三一	平川市小杉扇田五〇ほか六筆
田邊勇雄	の三平川市尾上栄松一八五	平川市猿賀明堂二三八の三ほか一筆
一戸喜美男	の一平川市蒲田一本松二九	平川市日沼高田七五ほか三筆
金谷勝	広野五九の二七五所川原市大字高野字	五所川原市大字高野字柳田五二三
金谷勝	広野五九の二七五所川原市大字高野字	二筆 五所川原市大字高野字柳田三九七ほか
工藤博	北原一九〇の一五所川原市大字高野字	五所川原市大字高野字柳田四二四
工藤博	北原一九〇の一五所川原市大字高野字	四筆五所川原市大字高野字柳田三七〇ほか
工藤博	北原一九〇の一五所川原市大字高野字	五所川原市大字高野字柳田三七四

	ほ か		ほ か			· 筆 · · · · · ·			か		地	吾		ので、同一		
														1 <u>-1</u>		
上﨑康雄	下浅金悦	下浅弘	佐伯好一	森野明人	り 有限会社みら	古屋敷斉	枋木光明	小又秀一	り 有限会社みら	一戸喜美男	もり ファームあお 株式会社興農	野田営農組合	今茂	金谷勝	今茂	今茂
家ノ後二〇上北郡東北町字保戸沢	北久保八七上北郡東北町字外蛯沢	北久保九八上北郡東北町字外蛯沢	一六六の二上北郡東北町字滝沢平	一三の五上北郡七戸町字太田一	六の二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	四の一上北郡七戸町字上平三	ノ前九七の一上北郡七戸町字榎林家	二五の四上北郡七戸町字森ケ沢	六の二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	の一平川市蒲田一本松二九	東光寺字稲田一七の二南津軽郡田舎館村大字	帳塚九の二	北原一〇	広野五九の二七五所川原市大字高野字	北原一〇五所川原市大字高野字	北原一〇五所川原市大字高野字
上北郡東北町字外蛯沢後久保四一の一	上北郡東北町字外蛯沢前平七八の四八	ほか一筆上北郡東北町字外蛯沢北久保四一の一	筆上北郡七戸町字川口一四七の一ほか二	上北郡七戸町字太田一一五の一四一	か一筆上北郡七戸町字天間舘大沢三八の九ほ	上北郡七戸町字後平八一八ほか九筆	筆上北郡七戸町字小川向三五の五ほか二	上北郡七戸町字天間舘大沢一四の一	上北郡七戸町字作田道五一の一	六ほか六筆南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字富柳五	六九南津軽郡田舎館村大字豊蒔字北前田一	一ほか一筆 一ほか一筆	一筆 - 二年 - 二年 - 二十二 - 二十 - 二十	五所川原市大字高野字北原二八二	ほか三筆五所川原市大字高野字柳田四七一の一	五所川原市大字高野字柳田三二六

上北郡東北町字港沢平 上北郡東北町字港沢平二の一七八〇ほ 上北郡六ケ所村大字尾 上北郡東北町字夫雑原四一の一にか 上北郡六ヶ所村大字尾 上北郡市いらせ町海下 上北郡市いらせ町海下 上北郡市いらせ町海下 上北郡市いらせ町海下 上北郡市いらせ町河川 上北郡市いらせ町 四四丁目二の七 小工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工			_	巾本	₩ ₩	公		₩	ф		ds	シカ左	カル曲	カル曲	קט	/±
町字 () マラ () で	下林 光 昭	下林光昭	下林 光昭			台川悟	谷川悟	松本勝雄	中村敏子	日ケ久保亨	小向昭一	ション テース テー	ター 利用組合 北 栄 ト ラ ク	ター 利用組合北栄 トラク	吹越三男	佐 伯 好 一
11	瀬字七百二八上北郡六戸町大字犬落	瀬字七百二八上北郡六戸町大字犬落	瀬字七百二八上北郡六戸町大字犬落	七い	田四八の七上北郡おいらせ町南下	目一丁目七三の八〇九上北郡おいらせ町二川	目一丁目七三の八〇九上北郡おいらせ町二川	いらせ	○い 一ら せ	l l	L١	内字芋ケ崎七七〇上北郡六ケ所村大字倉	四六一上北郡東北町字夫雑原	四六一上北郡東北町字夫雑原	下五一の九上北郡東北町字往来ノ	一六六の二上北郡東北町字滝沢平
	いらせ町豊栄一丁目一	か二十五筆が二十五筆の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の一人の	いらせ町豊一〇の九ほ	いらせ町沼小屋一二八	l J	おいらせ町向平一一八六ほ	おいらせ町向平一一八八ほか	いらせ町間木五五の一ほ	いらせ町向山東一丁目三一	しし	いらせ町下境九四の一ほか	_	四 の 一	_ თ	上北郡東北町字往来ノ上二五の一	_

青森市大字西田沢字沖津三五一の一一	青森市大字奥内字平塚	佐々木公洋
青森市大字西田沢字沖津三五一の三七	一一の五青森市大字奥内字平塚	佐々木公洋
四筆 四筆 再森市大字後潟字平野四二八の一ほか	一一五の一青森市大字後潟字平野	津島吉晴
三筆	一七の一五四青森市大字孫内字山科	我満鉄男
三戸郡新郷村大字西越字木ノ間一三六	字扇ノ沢八の一三戸郡新郷村大字戸来	福田大介

先 機 関

出

土地改良区の定款変更の認可

定により公告する。 土地改良区の定款の変更を平成二十八年十月二十四日認可したので、同条第三項の規土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、倉石

平成二十八年十一月十六日

三八地域県民局長 武 田 志 郎

土地改良事業計画変更の認可

したので、同条第十一項の規定により公告する。石土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成二十八年十月二十四日認可土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第一項の規定により、倉

平成二十八年十一月十六日

三八地域県民局長

武

田

志

郎

事業名 維持管理

3 会 社|定価小口|枚二付十五円四十四銭番七七号|毎週月・水・金曜日発行